

陸軍

朕治安維持法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十四年五月七日

内閣總理大臣子爵加藤高明

勅令第百七十五號（官報五月八日）

治安維持法ハ之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附則

本令ハ大正十四年五月十二日ヨリ之ヲ施行ス

0425